

お知らせ版

平成16年分所得税の還付申告をされる人へ

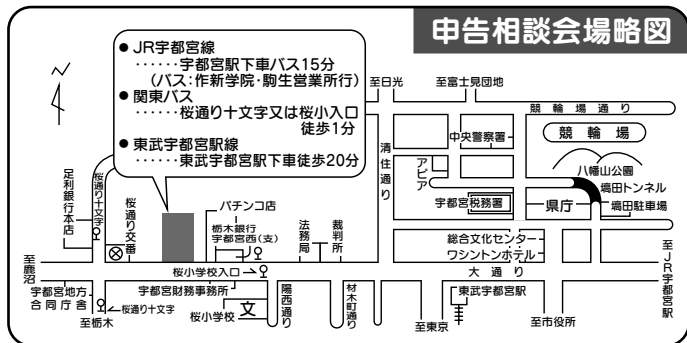
確定申告書を自分で作成できる人は、送付などで税務署へ提出してください。

給与所得や年金受給者などで、所得税の還付申告の相談を希望される人は、昨年同様、下記の会場をご利用ください。その際、確定申告書などを可能な限り記載したうえ、お早めにおいでください。

▼日時 2月1日(火)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)

▼受付時間 午前9時～正午、午後1時～3時

なお、受付は混雑等により早めに終了することがありますので、あらかじめご了承ください。



※大通りは、駅方面からは右折できませんのでご注意ください。

▼用意するもの 源泉徴収票、印かん、還付に関する書類（医療費の領収書、住宅取得に関する書類など）、筆記用具、預貯金の口座番号、電卓など

住宅借入金等特別控除申告説明会

▼問い合わせ先 宇都宮税務署 ☎028(621)2151

平成16年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築をした人は、一定の要件にあってはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

給与所得者を対象に、下記により申告説明会を開催します。住宅借入金等特別控除を受ける人は出席してください。

▼日時 2月8日(火) 午前10時～正午 上三川・本郷地区

▼必要書類等

①	住民票（平成17年発行のもの）
②	工事請負契約書又は売買契約書の写し（提出書類のため、コピーを持参してください。）
③	建物の登記事項証明書（登記簿謄本）
④	敷地等の登記事項証明書（登記簿謄本）、敷地等の売買契約書の写し（住宅敷地等の取得にかかる借入金が含まれている場合）
⑤	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（平成16年12月31日現在残高）
⑥	増改築などの場合は、①～⑤のほか建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦	平成16年分の給与の源泉徴収票
⑧	印かん及び申告者名義の預貯金口座（還付金振込用）
⑨	ボールペン、卓上計算機

午後2時～4時

明治地区

※出席される人は、必ず開始時間10分前までに受付を済ませてください。

▼場所 役場3階大会議室

◎説明会においては、申告書の作成まで説明・指導します。その場で申告を済ませることができます。

◎当日来られない人で、還付申告書の作成などで相談を希望される人は、宇都宮税務署特設会場をご利用ください。

◎当日以外で申告書を提出する人は、できるだけ自分で作成し、送付などで提出されるようご協力ください。宇都宮税務署には3月末ま

で駐車場はありません

宇都宮税務署では、3月
末まで駐車場に相談会場を
設置しますので、駐車スぺ
ースがありません。

この期間、お車での来署は
ご遠慮ください。

▼問い合わせ先

宇都宮税務署

☎028(621)2151

税務課 住民税係

☎9122

都市計画案の縦覧

次のとおり都市計画案の
縦覧を行います。

なお、この案に対し意見
のある人は、縦覧期間内に
町長あてに意見書を提出す
ることができません。

▼縦覧する計画案 宇都宮
都市計画ごみ焼却場の変更
(上三川町清掃工場の廃止)

▼期間 1月12日(水)～26日(水)

▼時間 午前8時30分～午
後5時(土・日・祝祭日を
除く)

▼場所 都市計画課(庁舎
2階)

▼問い合わせ先

都市計画課 都市計画係

☎9140

償却資産の申告は 1月31日(月)まで

固定資産税は、土地や家
屋のほか償却資産(事業用)
の所有者に対しても課税さ
れます。

平成17年1月1日現在、
町内に償却資産を所有して
いる人は、1月31日(月)まで
に申告してください。

▼申告の対象となる資産

平成17年1月1日現在、
町内に存在する事業用資産
(土地、家屋を除く)のうち、
減価償却費が損金や必要経
費に算入される資産で次の
ようなもの。

・ 構築物(門、塀、看板、
駐車場の舗装面等)

・ 機械、装置及びこれに付
帯する設備

・ 船舶(ボート、釣船等)
・ 車両(フォークリフト等
ただし、自動車税、軽自動
車税対象車両は除く)

・ 工具、器具、備品(机、椅

子、計算機、陳列ケース等)

* 申告用紙は税務課にあり
ます。なお、平成16年に申
告のあった人には12月中旬に
申告書を送付しました。届
いていない場合にはご連絡
ください。

▼問い合わせ先

税務課資産税係

☎9123

軽油引取税農業用 免税証の交付申請

平成17年分農業用免税証
の交付申請を、次のとおり
受付します。

▼期日

上三川地区1月13日(木)

本郷・明治地区14日(金)

▼時間 午前10時～正午
午後1時～4時

▼場所 役場3階大会議室

▼持参するもの

・ 継続申請者 免税軽油使
用者証、印かん、免税軽油
の引取り等に係る報告書
(軽油購入の納品書等を添付
のこと)、耕作証明書(耕作
面積及び作付内容に変更が
ある場合のみ)、使用機械の

IT活用講座受講者募集

第5回 1月22日(土)・23日(日)

簡単「オリジナル名刺」作成と情報検索

第6回 1月29日(土)・30日(日)

簡単「マウスパット」作成と情報検索

いずれも

時間=午前10時～正午

対象=町内の20歳以上の人

費用=テキスト代 第5回500円 第6回1,000円

申込み=随時、図書館まで。

両講座受講も大歓迎です。

▼問い合わせ先=

図書館

☎9122



名称、形式及び馬力がわか
るもの(機械に変更がある
場合のみ)

・ 更新申請者(平成17年中
に免税軽油使用者証の有効
期間が切れる人) 旧免税

軽油使用者証、印かん、免
税軽油の引取り等に係る報
告書(軽油購入の納品書等

を添付のこと)、農業委員会

の発行する耕作証明書、使
用機械の名称、形式及び馬
力がわかるもの(機械に変
更がある場合のみ)、栃木県

収入証紙代420円

・ 新規申請者 印かん、農
業委員会の発行する耕作証

明書、使用機械の名称、形
式及び馬力がわかるもの
(パンフレットなど)、栃木

県収入証紙代420円

○ 共同申請又は免税軽油使
用状況表により申請する人

▼期日

2月15日(火)～18日(金)

2月21日(月)～22日(火)

3月15日(火)～16日(水)

▼時間 午前9時～11時、
午後1時～4時

▼場所 宇都宮県税事務所

▼持参するもの 個人申請の場合と同じ

▼問い合わせ先 Ⅱ

町農業委員会

☎ 9166

栃木県宇都宮県税事務所

軽油引取税調査担当

☎ 028(626)3023

カラス等有害鳥獣 駆除の実施

カラス等による農作物への被害を防止するため、下記のとおり有害鳥獣の駆除を行います。駆除は銃器を使用し行います。地域の皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

▼期日 Ⅱ 1月29日(土)・30日(日)

▼実施場所 Ⅱ 町内全域

▼対象鳥獣 Ⅱ カラス等

▼問い合わせ先 Ⅱ

農務課 農産園芸係

☎ 9138

使用済農業用 廃ビニールは 適正に処理を!

農業用廃ビニール等の焼却、及び投棄は絶対に行わないでください。処理が必要な場合は、町農業用廃プラスチック処理対策協議会が、6月と11月に実施している廃プラスチック回収処理時に搬入するか、廃棄物処理業者に依頼してください。

却、及び投棄は絶対に行わないでください。処理が必要な場合は、町農業用廃プラスチック処理対策協議会が、6月と11月に実施している廃プラスチック回収処理時に搬入するか、廃棄物処理業者に依頼してください。

▼問い合わせ先 Ⅱ

上三川町農業用廃プラスチック処理対策協議会

農務課 農産園芸係

☎ 9138

J A うえのみや上三川

野菜集荷所

☎ 6688

障害児児童クラブ 「たけのこ」 指導員 募集

障害児児童クラブ「たけのこ」では、指導員を募集しています。

▼募集人数 Ⅱ 1人

▼資格 Ⅱ 福祉関連学校卒業業者

▼就業時間 Ⅱ 午後2時～6時 (冬休みなどは時間変更有)

▼時給 Ⅱ 850円

▼申込み Ⅱ FAX ☎ 2225へ

ちやくしゆつ 戸籍における嫡出でない子の 父母との続柄欄の記載の変更

平成16年11月1日から、戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載等が、次のとおり変更されました。

1. 嫡出でない子の出生の届出がされた場合の取扱い
嫡出でない子の出生の届出がされた場合、戸籍の父母との続柄欄には、母が分娩した嫡出でない子の出生の順に、「長男(長女)」、「二男(二女)」等と記載されます。
2. すでに戸籍に記載されている嫡出でない子の続柄欄の取扱い
 - ① すでに戸籍に記載されている嫡出でない子について、その父母との続柄欄の「男」又は「女」の記載を、「長男(二男)」、「長女(二女)」等に改めたいとする申出があった場合には、続柄欄の記載を改めます。
また、戸籍の続柄欄の記載を改めた事実を残さないように、申出により戸籍の再製を行います。
 - ② 申出をすることができるのは、次の人です。
 - 嫡出でない子(本人が15歳未満の時は、法定代理人)
 - 母(本人が15歳以上の場合で、母が本人の現在戸籍に在籍する時、又は在籍していた時に限る。)
 - ③ 申出は、本人の本籍地の市区町村長に対して行ってください。

※嫡出子=父母の婚姻中に生まれた子

▼問い合わせ先=住民課 戸籍係 ☎ 9126

宇都宮地方務局戸籍課 ☎ 028(623)0921

NPO・コミュニティ ビジネス・ まちづくり講座

▼日時 Ⅱ 1月22日(土)

名前と連絡先を送ってください。後ほど、担当者から連絡します。

▼問い合わせ先 Ⅱ たけのこ

☎ 2225

午後1時30分～5時30分

▼会場 Ⅱ とちぎボランティアセンター3階研修室

▼内容 Ⅱ 講座「楽しく使う地域通貨」

講師(株)共に生きるために

代表取締役 白崎一裕さん

▼費用 Ⅱ 無料

▼問い合わせ・申込み先 Ⅱ

とちぎボランティアNPO

センター

まずチェック! 働くルールの最低賃金

栃木県最低賃金は、1時間649円です。(平成16年10月1日発効)

また、栃木県産業別最低賃金は、次のとおりです。

産業別最低賃金（1時間）

- 塗料製造業 797円
- 一般機械器具製造業 746円
- 電気機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業 747円
- 自動車・同付属品製造業 747円
- 精密機械器具・医療用計測器製造業 746円
- 各種商品小売業 727円

▼問い合わせ先 栃木労働局

☎028(634)9109

放送大学平成17年度
第1学期学生募集

募集期間 2月28日(月)まで

教養学部（15歳以上）

・種類

- 科目履修生 6か月間在学中し、希望する科目を履修する学生
- 選科履修生 1年間在学中し、希望する科目を履修する学生

全科履修生 4年間以上在学中し、「学士（教養）」の学位の取得を目指す学生

・入学科

科目履修生 6,000円

町教育委員会へ
防犯ブザーを寄贈

上三川町干瓢問屋組合は、児童生徒の安全確保に役立ててほしいと、防犯ブザー（2万円相当）を寄贈しました。

これは、8月に開いた夕顔サマーフェスティバルの益金で購入したもので、全国的に多発している「連れ去り事件」や「声かけ事件」等の事故を未然に防止してほしいと、同組合代表の小池英夫さんと谷野方昭さんが町教育委員会に寄贈されたもので

す。



選科履修生 8,000円

全科履修生 22,000円

授業料 1単位あたり、5,000円（教材費含む）

大学院（18歳以上）

・種類

- 修士選科生 1年間在学中し、自分の学習・研究したい科目を選択して、1科目から履修する学生
- 修士科目生 6か月間在学中し、自分の学習・研究したい科目を選択して、1科目

から履修する学生

・入学科

修士選科生 16,000円

修士科目生 12,000円

授業料 1単位あたり、10,000円（教材費含む）

▼資料請求、問い合わせ先

放送大学栃木学習センター

〒321-0943

宇都宮市峰町350

（宇都宮大学内）

☎028(632)0572

新潟県中越地震災害復旧支援で小千谷市へ

新潟県中越地震で被災した市町村の復旧に少しでも役立てればと、ごみ収集が休みとなる12月11日(土)に、町生活環境課職員8人が塵芥車2台（他に運転手支援車1台）で、小千谷市へ向かいました。

午前3時30分に役場を出発し、小千谷市へは午前8時に到着。山積みされたふとんを塵芥車に積み込むと直ちに帰路に向かいました。ふと

んは宇都宮市の清掃工場を下ろし、役場には午後2時30分に到着しました。

現地でお会いした小千谷市職員は「遠路からのご支援ありがとうございます。雪が積もるまでに何とか片付ける見通しがつきました。」と話をしていました。

